入札契約手続きに関する提出書類における押印の見直しについて

行政手続等における押印の見直しに伴い、事業者が本市へ提出する入札契約手続きに関する書類の一部について、7月1日から押印を省略して提出が可能となりましたのでお知らせします。

なお、押印を省略せずに、従来のとおり押印した書類を提出することも可能です。

記

1 押印を省略できる書類 別紙一覧表のとおり

2 運用開始日

令和3年7月1日以降に本市に提出するものから適用します。ただし、見積依頼通知などで、押印の指定がある場合は、通知のとおりとします。

3 注意事項

- 入札書・委任状・契約書等一部書類については、引続き記名押印が必要になります。 特に入札書・委任状は、押印がない場合は無効となりますので、御注意ください。
- 押印を不要とした書類の一部(見積書・請求書等)については、文書の真正性を担保するため、「発行責任者及び担当者」の氏名、電話番号を必ず記載ください。 (別紙一覧表のとおり)
- 見積書・請求書等で従来のとおり、押印したものを提出いただく場合は、発行責任 者及び担当者の記載は不要です。

<問い合わせ先>

契約手続き書類:総務部総務課契約管財担当

Tel 077-587-6038

請求書 : 会計 会計課